# 4月から開始

# 施設の屋内は原則禁煙へ!

4月から健康増進法の一部を改正する法律が全面施行されます。 受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。 望まない受動喫煙を防ぐため、多くの人が利用する施設は原則「屋内禁煙」となります。

### 令和元年7月1日~

第1種施設(市役所・学校・保育施設・病院など)



# 原則敷地内禁煙

公共施設などで禁煙を実施中。駐車場など敷地全てが禁煙対象。

### 令和2年4月1日~

第2種施設(事業所・ホテル・旅館・飲食店など)



# 原則屋内禁煙

事務所や店舗、工場などの屋内は、屋内禁煙が義務化。違反した 場合は罰則(過料)があります。

# **Q.** 企業や飲食店などはどう対応したらよいですか?

A. 新たなルールに基づいた受動喫煙対策が求められます。 施設の管理権原者の皆さんは、経営判断により次のいずれかを選択しなければなりません。

### ● 1 屋内禁煙の実施

- ・喫煙器具、設備の設置禁止
- ・屋内で喫煙しようとする者に対して、中止を求める 法の基準を満たした喫煙専用室を設置することがで きます。喫煙専用室での喫煙以外の行為(飲食、事務 作業など) は禁止されています。

#### → 例外的経過措置 /—

- ・加熱式たばこ専用の喫煙室では飲食なども可能です。
- ・一部の小規模飲食店は店舗全体もしくは一部を喫煙可 能とすることができます。その場合、浜田保健所への届 け出が必要です。下記までお問い合わせください。

# 施設に喫煙室を設

①3 喫煙室の標識掲示

置する場合は、標識の 掲示が義務付けられて います。





### ①4 20歳未満は立ち入り禁止

施設に喫煙室を設置する場合、20歳未満の人は客・ 従業員ともに喫煙エリアに入ることができません。

### 02 屋外に喫煙場所を設置する場合の 配慮義務

屋外に喫煙場所を設置する場合、施設の利用者が多 く集まるような場所には設置しないことなどの配慮義務 が課されています。

# 05 従業員の受動喫煙防止対策

従業員に対する受動喫煙防止対策を講ずることも必 要です。

**圆**浜田保健所健康増進課 0855(29) 5552